

地域における意見表明・社会参加の取組状況について

●令和7年度「新潟市子ども条例」に関する市内中学校の独自の取組

(1) 巻東中学校

□全校生徒で「新潟市子ども条例」を学び「権利」についての理解

- ・新潟市子ども条例に係る中学生の意見交換を過去に実施し、生徒会が主体となり「いじめ見逃しゼロスクール」や「人権」について、全校生徒はもちろんのこと地域の大人や学区の小学生にも学んだことを広く伝えていくことを計画し実践した。

□生徒会主催による「いじめ見逃しゼロ集会」の実施

- ・まずは、自分たち中学生が「新潟市子ども条例」から個々の「権利」について、確かな人権感覚を身に着けようと、11月19日に「いじめ見逃しゼロスクール集会」を開催した。
- ・この「いじめ見逃しゼロスクール」により、全校生徒に「いじめの未然防止」や「いじめの早期対応」の大切さの意識を高めた。
- ・全校の1年生から3年生を縦割り班で構成し、異学年間の望ましい人間関係とその意見の涵養を図った。
- ・実施方法は、生徒会本部の作成したプレゼンテーションや動画を視聴後、各グループで、相手の人としての権利を尊重し、その権利を守る義務を全校で考えた。特にいじめは相手の権利を侵害する行為であり許されないことであることから、いじめの行為を見かけたら、観衆や傍観者にならず、どのような行動が自分にできるのか個人やグループで考え、それをもとに「行動宣言」を行った。その行動宣言の下、「いじめ見逃しゼロ」に大切なもの何か、人としての「軸」を培った。
- ・最後に、生徒会本部から、報告者、シェルター等できることを選択して行うことも提案された。



□学区の小学校にて道徳の授業を生徒会本部役員がメインティーチャーとして実施

- ・令和7年12月16日に漆山小学校、18日巻南小学校に本部役員の生徒が出向き、「新潟市子ども条例」をもとに「権利」についての授業をメインティーチャーとして実施し、そこからいじめは許されない行為であるという道徳の授業を行った。
- ・中学校での「いじめ見逃しゼロスクール」の取組をもとに他者とのよりよい関係づくりや権利の尊重意識を高めた。
- ・中学生としては、小学生の良きロールモデルとなるようこの道徳の授業でファシリテーション能力を逆に学ぶ機会となった。
- ・生徒会本部役員の生徒は「いじめ」は自分ごととして捉え、いじめを見逃さず、早期に対応して解決に向ける。「いじめはいけない、許さない、見逃さない」という意識を小学生にも醸成させ、安心して中学校に入学してほしいと締めくくった。



□学校運営協議会に生徒会本部役員が出席し、いじめ防止の取組の説明

- ・令和8年2月20日のCS（コミュニティスクール）学校運営協議会に生徒会本部役員の生徒が出席し、巻東中学校で取り組んでいる「いじめ見逃しゼロ集会」で全校生徒が話し合ったことや小学校での取組をCS委員に報告し、意見交換した。
- ・また、新生徒会の取組として、2月9日からの一週間「ピンクシャツ運動」を実施した。これは、道徳の授業で学んだ、カナダの学校で生徒がいじめや差別に反対する意思を示すためにピンク色のシャツを着たという実話がもとになった運動で、その精神を受け継ぎ、巻東中学校では生徒だけでなく教職員も含め、学校全体でピンクのリボン等を身に付け、差別やいじめのない学校を目指す誓いを形にした。

